

令和6年度 丹波市公益通報の状況

1 職員等からの通報

	内容	総務課 への通報	弁護士 への通報	合計
1	通報件数	1	1	1
2	受理	1	1	1
3	不受理			
4	受理通報について			
5	是正	1	1	1
6	調査中			
7	事実でない			

2 市民等からの通報

	内容	総務課 への通報	弁護士 への通報	合計
1	通報件数			
2	受理			
3	不受理			
4	受理通報について			
5	是正			
6	調査中			
7	事実でない			

3 受理した通報の概要

	通報内容	調査結果・是正措置等
1	・イベント前日に警備・翌朝の早朝準備という名目で教員が市立学校に宿泊した際、校内で飲酒し、酒をこぼした。 ・教員は二日酔いで始業ギリギリまで保健室のベッドで寝ていた。	【調査結果】 ・当該校においては、過去、学校行事の前日夜に外部侵入者により妨害を受けたことがあり、宿泊して警備に当たることがあった。今回、校内での飲酒の事実は確認できなかったものの、親睦を図ることを主目的として飲酒を伴う飲食をしたうえで学校内に立入り宿泊したことは、 ①「公私混同しないこと」を規定する丹波市法令遵守の推進に関する条例（3条2号）、丹波市職員の倫理に関する要綱（3条2号）の趣旨に反する。 ②「勤務時間外においても公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること」を規定している、丹波市職員の倫理に関する要綱（3条5号）の趣旨に反する。 ③施設等の目的外使用を制限している丹波市立学校施設使用条例（2条）

	並びに丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（30 条）の趣旨に反する。 ・管理職は、イベントの前日に学校内に宿泊することについて事前に報告を受け、同人らが親睦を図ることを主目的としていること及び飲酒を伴う飲食をしたうえで学校内に立入り宿泊することを認識していたにもかかわらず、これを制止せず、容認したことは、 ①施設等の目的外使用を制限している丹波市立学校施設使用条例（2 条）並びに丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（30 条）の趣旨に反する。 ②「勤務時間外においても公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること」を規定している、丹波市職員の倫理に関する要綱（3 条 5 号）の趣旨に反する。 ③「公私混同しないこと」を規定する丹波市法令遵守の推進に関する条例（3 条 2 号）、丹波市職員の倫理に関する要綱（3 条 2 号）の趣旨に反する。 ④宿日直を含めて勤務時間を明確にしている丹波市立学校職員の服務に関する規程（4 条、5 条、12 条）の趣旨に反する 【是正措置等】 ・教職員が勤務時間外に正当な理由なく校舎内に立ち入りまたは滞留して、（宿泊などの）業務外の活動をすることや教職員が飲酒した状態で校舎内に滞留する事態が再発することがないように、教職員に対して公務についての意識を持たせ、公私混同を避けるよう啓発等を行う。 ・勤務外でまたは勤務であるかが不明確な状態で、教員が学校内に宿泊するという事態が再発しないよう、校舎管理の適切な運用について、校長に啓発等を行う。
--	---